

議案第60号 大津市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第60号大津市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

資料の2ページをお願いします。

改正理由についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による栄養士法が改正され、これまで、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかつたところ、令和7年4月1日からは、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となったことにより、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となります。

これに伴い、国が定める、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことにより、同様の内容を規定している市の条例を改正するものであります。

次に、改正の内容についてですが、生活保護法に基づく救護施設及び更生施設に配置すべき職員のうち、「栄養士」について、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても要件を満たすことができるよう、国の基準と同様に、「栄養士又は管理栄養士」に改正するものであります。

資料の3、4ページをお願いします。

改正箇所については記載のとおりとなります。

また、施行期日は、令和7年4月1日の施行を予定しております。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。